

議案第 94 号

伊賀市手数料条例の一部改正について

伊賀市手数料条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 27 年 8 月 31 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市手数料条例の一部を改正する条例

伊賀市手数料条例（平成 16 年伊賀市条例第 115 号）の一部を次のように改正する。

別表第 9 の 6 の項中「住民基本台帳カード交付手数料」を「個人番号カード再交付手数料」に、「500 円」を「800 円」に改め、同表中 20 の項を 21 の項とし、7 の項から 19 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、6 の項の次に次のように加える。

7	通知カード再交付手数料	1 件につき	500 円
---	-------------	--------	-------

別表第 9 備考中第 5 号を第 6 号とし、第 2 号から第 4 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号を第 2 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

- (1) 個人番号カード又は通知カードを再交付する場合で、カードの追記欄の余白がなくなった場合、個人番号若しくは住民票コード変更により返納した場合又は国外転出により返納した場合の手数料は、無料とする。

附 則

この条例は、平成 27 年 10 月 5 日から施行する。ただし、別表第 9 の 6 の項の改正規定は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。